

◎森林の間伐等の実施の促進に関する

特別措置法

(平成二〇年五月一六日法律第三二号)

一、提案理由

(平成二〇年四月八日・衆議院農林水産委員
会)

○若林国務大臣 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

森林は、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しておりますが、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、また、京都議定書の森林吸収目標を達成する上からも、間伐等の実施を促進することが喫緊の課題となっております。このため、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた基本指針に即して、間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとし、また、市町村は、この基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する計画を作成することができることとしております。

第二に、国は、間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとしております。

第三に、市町村が作成した計画に基づき実施される間伐等に関し地方公共団体が負担する経費について、地方債をもってその財源とすることができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二〇年四月一七日)

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の経費について、国から市町村への交付金の交付、地方債発行に関する特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る四月八日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成二〇年五月九日）

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣による基本指針、都道府県知事による基本方針及び市町村による特定間伐等促進

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

計画について定めるとともに、同計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、京都議定書目標達成計画における森林吸収源対策推進の位置付け、間伐補助事業における採択要件緩和の必要性、美しい森林づくり基盤整備交付金の効果とその増額の必要性、森林整備等を目的とした環境税の創設等新たな税財源措置導入の必要性、違法伐採対策の取組状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年五月八日）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の第一約束期間が二〇〇八年に開始され、我が国は二〇一二年までに六パーセントの温室効果ガス排出削減約束を義務付けられている。そのためには、森林吸収源で三・八パーセント、千三百万炭素トンを確保することが極めて重要となっている。しかし、我が国においては森林資源の蓄積が増大する一方で適切な施業

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

八八

が行われていない森林が増加するなど、森林の整備、特に育成林の整備が遅れている状況にある。

一方、森林には、水源のかん養、国土の保全等国民生活を広く支える機能をはじめ、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供などの多面的機能があり、その恩恵を将来にわたり享受するには、森林を健全な状態に維持していくことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、我が国の森林吸収量の目標が確実に達成されるよう、また、森林の有する多面的機能が維持されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 間伐等の森林整備を推進するに当たっては、地方公共団体及び森林所有者の費用負担が必要とされているが、森林整備は国際約束である京都議定書目標を達成するために欠かせないこと及び森林の多面的機能の発揮に資することから、森林整備に関する国の財政措置を拡充するなど支援措置の充実を図ること。

二 森林整備に係る森林所有者の費用負担の軽減を図るため、間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用促進に向けた取組を一層強化すること。

三 平成二十四年度までの間における追加的な間伐の実施を促進するため、間伐の補助対象年齢見直し等森林整備に関する

補助事業の採択要件緩和を検討すること。
右決議する。